



平成 30 年 2 月 19 日

各 位

会 社 名 上原成商事株式会社  
代表者名 取締役社長 上原 大作  
(コード番号 8148 東証第二部)  
問合せ先 常務取締役管理本部長 土佐 益久  
TEL 075-212-6007

## 株式併合及び定款の一部変更等に関する承認決議に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 1 月 18 日付け当社プレスリリース「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更等に関するお知らせ」(以下「平成 30 年 1 月 18 日付け当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合、定款の一部変更及び別途積立金の取崩しに関する各議案について、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める東京証券取引所市場第二部(以下「東京証券取引所第二部」といいます。)における上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、平成 30 年 2 月 19 日から平成 30 年 3 月 18 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 30 年 3 月 19 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所第二部において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 第 1 号議案(株式併合の件)

当社は、平成 30 年 1 月 18 日付け当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)に関して必要なご承認をいただくため、本臨時株主総会を開催いたしました。

##### ①併合比率

当社株式 567,000 株を 1 株に併合いたします。

##### ②減少する発行済株式総数

2,854,789 株

##### ③効力発生前における発行済株式総数

2,854,794 株

##### ④効力発生後における発行済株式総数

5 株

##### ⑤効力発生日における発行可能株式総数

20 株

##### ⑥ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見

## 込まれる金銭の額

本株式併合により、有限会社ケイアイエンタプライズ（以下「ケイアイエンタプライズ」といいます。）以外の株主の皆様が保有する株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

併合の結果生じる1株に満たない端数の処理の方法につきましては、その合計数（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条第1項の規定により、その合計数に1に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関連法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。かかる売却手続きに関し、当社は、会社法第235条第2項が準用する会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当該端数の合計数に相当する当社株式をケイアイエンタプライズに売却すること、又は会社法第235条第2項が準用する会社法第234条第2項及び同条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しております。

この場合の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である平成30年3月22日の最終の当社の株主名簿において株主の皆様が保有する普通株式の数に、ケイアイエンタプライズが平成29年11月9日から平成29年12月21日までの30営業日を買付け等の期間として実施した当社株式に対する公開買付けにおける買付け等の価格と同額である5,150円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

## 2. 第2号議案（定款の一部変更の件）

本株式併合に伴い、本株式併合の効力発生日である平成30年3月23日に当社株式の発行可能株式総数は20株に減少する定款の変更をしたものとみなされます。かかる点を定款の記載に反映して、より明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第5条（発行可能株式総数）を変更する予定です。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は5株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）を削除し、その他単元未満株式に関する規定を削除又は変更するとともに、当該変更に伴う条数の繰り上げを行う予定です。

当該定款の一部変更の変更予定日は、本株式併合の効力が発生する予定日である平成30年3月23日です。当該定款の一部変更の内容等は、平成30年1月18日付け当社プレスリリースをご参照ください。

## 3. 第3号議案（別途積立金の取崩しの件）

自己株式の消却に対応するために別途積立金のうち6,095,000,000円を繰越利益剰余金に振り替えることとしたものです。

## 4. 株式併合の日程

① 臨時株主総会開催日	平成30年2月19日（月）
② 整理銘柄指定	平成30年2月19日（月）（予定）
③ 当社株式の売買最終日	平成30年3月16日（金）（予定）
④ 当社株式の上場廃止日	平成30年3月19日（月）（予定）
⑤ 株式併合の効力発生日	平成30年3月23日（金）（予定）

以 上